参考資料

1. 用語概説

【将来の都市構造 関連】

- ●高次都市機能コアゾーン
 - ・ <u>現在、用途地域が指定されている地域及びその周辺</u>であり、中心市街地における定 住・移住を促進するため、都市機能の集約などを推進します。
- ●都市的生活ゾーン
 - <u>国道8号以西の住宅地を形成する一帯</u>であり、既存の生活基盤の活用と中心市街地との近接性を活かした計画的な土地利用などを推進します。
- ●田園環境共生ゾーン
 - <u>国道8号以東の丘陵地(扇状地)</u>であり、扇状地に広がる田園や自然環境及び自然 景観を活かしながら、住み慣れた田園集落地で快適に暮らせるよう居住性の向上など を図ります。
- ●自然とのふれあいゾーン
 - <u>緑豊かな山地が連なる一帯</u>であり、住み慣れた山間集落地で快適に暮らせるよう居 住性の向上、森林や河川等の豊かな自然の保護と環境の維持に配慮していきます。

【土地利用の方針 関連】

高次都市機能コアゾーン内

- ●既成住宅地区
 - ・ 概ね住居系用途地域(一中高、二中高、一住、二住)が指定された地区であり、密集住宅地の解消、土地利用の純化を促し、居住環境の改善を図るほか、定住・移住を促進します。
- ●商業・業務集積地区
 - ・概ね商業系用途地域(近商、商業)が指定されている地区であり、定住・移住を促進するため、市街地再開発事業等による都市基盤の整備、良好な都市景観の形成、魅力ある商業・業務施設の集積による賑わいのある空間を創出します。
- ●産業交流地区
 - <u>魚津港周辺の概ね工業系用途地域(準工)が指定されている地区</u>であり、観光資源の機能充実を図るとともに、広く内外に発信し、恵まれた自然環境を活かしながら賑わいのある交流拠点の形成を図ります。
- ●都市内工業地区
 - ・ <u>概ね工業系地域(工業)が指定された日本カーバイド工業魚津工場周辺</u>であり、既存工業の環境改善を図るため、緑に囲まれた自然環境豊かな立地基盤の整備促進に努めます。

都市的生活ゾーン内

●既成住宅地区

・<u>用途地域が定められていない地域のうち、「特別基準地区」に指定された経田地区の</u> 一部であり、市街地整備事業を推進するとともに、密集住宅地の解消や空き家・空 き地の利活用など、さらなる居住環境の向上を図ります。

●新住宅地区

・<u>県道富山滑川魚津線(用途地域内)沿道から国道8号までの一帯や魚津テクノスポーツドーム(ありそドーム)周辺</u>であり、急速な市街化の進展が予測されることから、適正な土地利用の規制・誘導による無秩序な宅地開発の防止などや、既存優良農地との調和などに努めます。

●地区計画

・それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地を形成するため、生活道路・ 小公園の整備、建物の用途・高さ制限などを、市町村と土地・建物の所有者が協議し 決定する計画のことです。

●建築協定

・建築基準法などの一般的制限以外に、市町村が条例で決める一定区域内で、関係権利者の全員の合意のもとに、建築の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定のことです。

●緑地協定

一定区域内で、関係権利者の合意のもと、緑化を推進するために取り決める協定のことです。

【都市施設の整備方針(公園緑地施設) 関連】

●緑化重点地区

・「緑の基本計画」に位置づけられている、しんきろうロード〜魚津港北地区〜角川周 辺〜新川文化ホールを結ぶ地区であり、整備の促進を図ります。

【自然環境保全及び都市環境形成の方針 関連】

●幹線道路 (緑化軸)

• 本市の特徴的な美しい海岸が望めるしんきろうロード沿いなどの幹線道路であり、 海に開かれた都市空間の形成を図ることが望まれるため、海岸への眺望に配慮しなが ら緑化を推進します。

【都市景観形成の方針 関連】

●海岸景観エリア

- ・<u>しんきろう、埋没林、ホタルイカといった本市のイメージを特徴づける良好な海岸</u> 景観を呈するエリアです。
- 本市の個性としてアピールしつつ、市民が親しみと愛着と誇りを持てる魅力ある海岸 景観の形成を進めます。

●道路沿道景観軸

- ・<u>国道8号、旧スーパー農道、あいの風とやま鉄道魚津駅前通り、国道8号から魚津</u> インターチェンジまでの通りです。
- ・賑わいを創出しながらも整然とした沿道景観づくりに向け、建築物の規制・誘導や屋 外広告物の色彩規制などを検討していきます。

●街なか景観拠点

• <u>あいの風とやま鉄道魚津駅周辺</u>であり、まちの顔として創出していくため、建築協 定等の締結や景観法に基づく景観計画の策定(景観地区の指定等)を検討していきま す。

●にぎわい景観拠点

• **富山地方鉄道電鉄魚津駅及び近隣各商店街周辺**であり、住民等の日常生活空間の場として、親しみ・にぎわいのある街並み景観の創出を図ります。

●歴史的景観拠点

• <u>天神山城跡周辺、松倉城跡周辺及び米騒動発祥の地に代表される歴史的景観資源の</u> 周辺であり、本市の歩みを物語る貴重な財産として保全・継承していきます。

●景観ふるさと眺望点

・<u>魚津テクノスポーツドーム(ありそドーム)展望塔、魚津桃山運動公園</u>であり、眺望点からの僧ヶ岳、富山湾、本市の街並みなどの山から海まで見晴らすことができる眺望を保全します。

●景観核

・本市の各所に点在する景観資源から、歴史・文化・市民性を示すものであり、周辺との調和を図りながら保全・継承に努めます。

【将来の都市構造 関連】

【大町・村木地域の基本方針】

- ⊕既存生活基盤の活用や密集住宅地の解消、住工混在地区の土地利用純化等を目指し、 良好な住宅地の形成を図ります。
- ①文化・観光施設の整備等を進めるとともに、魅力ある商業・業務施設の集積を図ります。
- ⊕歩いて暮らすことができる都市機能集約型のまちづくりの形成を図ります。
- →低未利用地の有効活用、空家・空地の利活用を目指します。
- 土地利用の促進、宅地開発の誘導に向けた用途地域等の見直しを目指します。
- ⑥各幹線道路網の整備により、円滑な道路ネットワークの構築を目指します。
- 働鉄道やバス等の交通ネットワークの充実、交通結節点の機能向上を図ります。
- ⑤安心・安全な歩行空間の確保を目指します。
- △各都市公園を連絡する道路空間の緑化を目指します。
- ○市民との協働による公園の維持管理・緑化を図ります。

- 母住宅地の緑化による緑豊かな都市環境づくりや新エネルギーの活用を目指します。
- 切割がでは、
 のでは、
 では、
 では
- 豪景観法に基づく景観計画の策定を目指す、市民の誇りとして誰からも親しまれる都市 景観の形成を図ります。
- ⑩災害時の避難場所・経路の明確化、周知徹底を図ります。
- ⑩建築物の耐震・耐火建築の普及と、ライフラインの耐震・耐火構造への改善を目指す とともに、防火地域・準防火地域の指定見直しを目指します。
- ⑩津波等の発生に備え、各種対策を図ります。
- ⑤ ⑤ 関連計画に基づき、公共施設、道路・下水道等のインフラ資産の長寿命化や耐震化を図ります。
- ◎ 住民が気軽に集える公園の整備や、住民参画による緑地協定締結等により、緑豊かなまちづくりの創出を目指します。

【方針凡例】

◎ … 公園緑地施設の整備方針 № 下水道及び河川施設の整備方針

□ ・・・・ 自然環境保全及び都市環境形成の方針

⑤ ⋯ 都市景観形成の方針 ⑥ ⋯ 都市防災の方針

【下中島・上中島地域の基本方針】

- ①自然の保護と環境の維持に配慮しながら、住み慣れた土地で快適に暮らせるよう道路・下水道等の生活基盤整備による居住性の向上を目指します。
- ⊕田園や自然環境を活かしながら優良な農用地の保全を目指します。
- ①既存生活基盤の活用や密集住宅地の解消、住工混在地区の土地利用純化等を目指し、 良好な住宅地の形成を図ります。
- ①文化・観光施設等の整備を図ります。
- ⊕低未利用地の有効活用、空家・空地の利活用を目指します。
- □国道8号沿道の利活用の促進を目指します。
- 土地利用の促進、宅地開発の誘導に向けた用途地域等の見直しを目指します。
- ⑥各幹線道路網の整備により、円滑な道路ネットワークの構築を目指します。
- 働鉄道やバス等の交通ネットワークの充実、交通結節点の機能向上を図ります。
- ◎安心・安全な歩行空間の確保を目指します。
- △各都市公園を連絡する道路空間の緑化を目指します。
- △市民との協働による公園の維持管理・緑化を図ります。
- ⑤浸水危険箇所の情報提供手段を改善するとともに、浸水被害を未然に防ぐ雨水幹線の整備を目指します。
- **賃**住宅地の緑化による緑豊かな都市環境づくりや新エネルギーの活用を目指します。
- 場都市環境の改善について、住民の積極的な参画を促します。
- ⑤山地・丘陵地の自然緑地景観や、都市を取り巻く田園景観等を保全し、良好な街並み 景観の形成を図ります。
- ⑤景観法に基づく景観計画の策定を目指す、市民の誇りとして誰からも親しまれる都市 景観の形成を図ります。
- ⑩災害時の避難場所・経路の明確化、周知徹底を図ります。
- ⑩建築物の耐震・耐火建築の普及と、ライフラインの耐震・耐火構造への改善を目指します。
- ◎土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止する対策を図ります。
- ⑩津波等の発生に備え、各種対策を図ります。
- ⑤ ⑤ 関連計画に基づき、公共施設、道路・下水道等のインフラ資産の長寿命化や耐震化を図ります。
- ◎ 母住民が気軽に集える公園・緑地の保全や、住民参画による緑地協定の締結等により、 緑豊かなまちづくりを目指します。
- ◎ ⑤ □ 地 丘陵地の自然緑地の保全や生産緑地の育成を目指します。

【方針凡例】

◎ … 公園緑地施設の整備方針 ⑤ … 下水道及び河川施設の整備方針

⑤ … 自然環境保全及び都市環境形成の方針

【上野方・本江地域の基本方針】

- ①自然の保護と環境の維持に配慮しながら、住み慣れた土地で快適に暮らせるよう道路・下水道等の生活基盤整備による居住性の向上を目指します。
- ●田園や自然環境を活かしながら優良な農用地の保全を目指します。
- ①既存生活基盤の活用や密集住宅地の解消、住工混在地区の土地利用純化等を目指し、 良好な住宅地の形成を図ります。
- ⊕魅力ある商業・業務施設の集積を図ります。
- ⊕低未利用地の有効活用、空家・空地の利活用を目指します。
- ⊕土地利用の規制による計画的な宅地開発の誘導を目指します。
- ⊕土地利用の促進、宅地開発の誘導に向けた用途地域等の見直しを目指します。
- ⑥各幹線道路網の整備により、円滑な道路ネットワークの構築を目指します。
- 働鉄道やバス等の交通ネットワークの充実、交通結節点の機能向上を図ります。
- ⑩安心・安全な歩行空間の確保を目指します。
- △各都市公園を連絡する道路空間の緑化を目指します。
- 市民との協働による公園の維持管理・緑化を図ります。
- ⑤浸水危険箇所の情報提供手段を改善するとともに、浸水被害を未然に防ぐ雨水幹線の 整備を目指します。
- ⑤住宅地の緑化による緑豊かな都市環境づくりや新エネルギーの活用を目指します。
- ⑤山地・丘陵地の自然緑地景観や、都市を取り巻く田園景観等を保全し、良好な街並み 景観の形成を図ります。
- ⑩災害時の避難場所・経路の明確化、周知徹底を図ります。
- ⑩建築物の耐震・耐火建築の普及と、ライフラインの耐震・耐火構造への改善を目指す とともに、防火地域・準防火地域の指定見直しを目指します。
- ⑩土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止する対策を図ります。
- ⑤ ⑤ 関連計画に基づき、公共施設、道路・下水道等のインフラ資産の長寿命化や耐震化を図ります。
- ◎ 場住民が気軽に集える公園・緑地の保全や、住民参画による緑地協定の締結等により、 緑豊かなまちづくりを目指します。
- ◎ ⑤ 山地・丘陵地の自然緑地の保全や生産緑地の育成を目指します。

【方針凡例】

◎ … 公園緑地施設の整備方針 ⑤ … 下水道及び河川施設の整備方針

⑤ … 自然環境保全及び都市環境形成の方針

【道下・経田地域の基本方針】

- ① 既存生活基盤の活用や密集住宅地の解消、住工混在地区の土地利用純化等を目指し、 良好な住宅地の形成を図ります。
- ①文化・観光施設の整備や交流拠点の形成等を進めるとともに、魅力ある商業・業務施設の集積を図ります。
- ①低未利用地の有効活用、空家・空地の利活用を目指します。
- ⊕土地利用の促進、宅地開発の誘導に向けた用途地域等の見直しを目指します。
- ⑥各幹線道路網の整備により、円滑な道路ネットワークの構築を目指します。
- 貸鉄道やバス等の交通ネットワークの充実、交通結節点の機能向上を図ります。
- ⑩安心・安全な歩行空間の確保を目指します。
- △各都市公園を連絡する道路空間の緑化を目指します。
- △市民との協働による公園の維持管理・緑化を図ります。
- ○自然緑地の保全や、市街地近郊の生産緑地の保全・育成を目指します。
- ⑤効率的な公共下水道事業の推進を目指します。
- ⑤浸水危険箇所の情報提供手段を改善するとともに、浸水被害を未然に防ぐ雨水幹線の整備を目指します。
- ⑤住宅地の緑化による緑豊かな都市環境づくりや新エネルギーの活用を目指します。
- ⑤都市環境の改善について、住民の積極的な参画を促します。
- 豪都市を取り巻く田園景観等を保全し、良好な街並み景観の形成を図ります。
- ⑥災害時の避難場所・経路の明確化、周知徹底を図ります。
- ⑩建築物の耐震・耐火建築の普及と、ライフラインの耐震・耐火構造への改善を目指します。
- ⑩津波等の発生に備え、各種対策を図ります。
- ⑤ □ 関連計画に基づき、公共施設、道路・下水道等のインフラ資産の長寿命化や耐震化を図ります。
- ◎ 場住民が気軽に集える公園・緑地の整備や、住民参画による緑地協定の締結等により、 緑豊かなまちづくりを目指します。

【方針凡例】

□ … 公園緑地施設の整備方針 □ 下水道及び河川施設の整備方針

場 … 自然環境保全及び都市環境形成の方針

⑤ … 都市景観形成の方針 ⑥ … 都市防災の方針

【加積・天神地域の基本方針】

- ①自然の保護と環境の維持に配慮しながら、住み慣れた土地で快適に暮らせるよう道路・上下水道等の生活基盤整備による居住性の向上を目指します。
- ⊕田園や自然環境を活かしながら優良な農用地の保全を目指します。
- ⊕既存生活基盤の活用、住工混在地区の土地利用純化等を目指し、良好な住宅地の形成を図ります。
- ①文化・観光施設の整備等を進めるとともに、魅力ある商業・業務施設の集積を図ります。
- 母低未利用地の有効活用、空家・空地の利活用を目指します。
- 土地利用の規制による計画的な宅地開発の誘導を目指します。
- 土地利用の促進、宅地開発の誘導に向けた用途地域等の見直しを目指します。
- ⑥各幹線道路網の整備により、円滑な道路ネットワークの構築を目指します。
- 貸鉄道やバス等の交通ネットワークの充実、交通結節点の機能向上を図ります。
- ◎安心・安全な歩行空間の確保を目指します。
- △各都市公園を連絡する道路空間の緑化を目指します。
- △市民との協働による公園の維持管理・緑化を図ります。
- ⑤浸水危険箇所の情報提供手段を改善するとともに、浸水被害を未然に防ぐ雨水幹線の 整備を目指します。
- ⑤住宅地の緑化による緑豊かな都市環境づくりや、新エネルギーの活用を目指します。
- ⑤都市環境の改善について、住民の積極的な参画を促します。
- ⑤山地・丘陵地の自然緑地景観、都市を取り巻く田園景観等を保全し、良好な街並み景観の形成を図ります。
- ⑤景観法に基づく景観計画の策定を目指す、市民の誇りとして誰からも親しまれる都市 景観の形成を図ります。
- ⑩災害時の避難場所・経路の明確化、周知徹底を図ります。
- ●建築物の耐震・耐火建築の普及と、ライフラインの耐震・耐火構造への改善を目指します。
- ⑩土砂災害等の発生による孤立集落の発生を、未然に防止する対策を図ります。
- ⑤ ⑤ 関連計画に基づき、公共施設、道路・下水道等のインフラ資産の長寿命化や耐震化を図ります。
- ◎ 母住民が気軽に集える公園・緑地の保全や、住民参画による緑地協定の締結等により、 緑豊かなまちづくりを目指します。
- △ ⑤ 山地・丘陵地の自然緑地の保全や生産緑地の育成を目指します。

【方針凡例】

◎ … 公園緑地施設の整備方針 ⑤ … 下水道及び河川施設の整備方針

場 … 自然環境保全及び都市環境形成の方針

【松倉・片貝・西布施地域の基本方針】

- ①自然の保護と環境の維持に配慮しながら、住み慣れた土地で快適に暮らせるよう道路・上下水道等の生活基盤整備による居住性向上を目指します。
- ⊕田園や自然環境を活かしながら、優良な農用地の保全を目指します。
- ⊕低未利用地の有効活用、空家・空地の利活用を目指します。
- ◎バス等の交通ネットワークの充実、交通結節点の機能向上を図ります。
- ⑥安心・安全な歩行空間の確保を目指します。
- △市民との協働による公園の維持管理・緑化を図ります。
- ⑤浸水危険筒所の情報提供手段を改善します。
- ⑤景観法に基づく景観計画の策定を目指します。
- ⑩災害時の避難場所・経路の明確化、周知徹底を図ります。
- ⑩建築物の耐震・耐火建築の普及と、ライフラインの耐震・耐火構造への改善を目指します。
- ⑩土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止する対策を図ります。
- ⑤ ⑤ 関連計画に基づき、公共施設、道路・下水道等のインフラ資産の長寿命化や耐震化を図ります。
- ⑤ ⑤ □ 山地・丘陵地の自然緑地を保全します。

【方針凡例】

◎ … 公園緑地施設の整備方針 ⑤ … 下水道及び河川施設の整備方針

⑤ ⋯ 自然環境保全及び都市環境形成の方針

3. 魚津市都市マスタープラン策定の経過

策定段階	日時	調查·審議状況等
• 現況把握	平成 27年 10月 14日 ~平成 27年 11月6日	住民意向調查 (3,000 人対象)
・策定の目的と方法・現状と上位計画等	平成 27 年 11 月 24 日	第1回策定委員会
・市民アンケートの結果・都市計画上の課題	平成 27 年 11 月 30 日	第1回都市計画審議会
・魚津市の将来像・都市計画の基本方針	平成 28 年 2 月 10 日	第2回策定委員会
(全体構想)	平成 28 年2月 24 日	第2回都市計画審議会
・全体構想のまとめ ・地域区分の設定	平成 28 年 3 月 18 日	第3回策定委員会
	平成 28 年 3月 30 日	第3回都市計画審議会
・ 地域別構想の現状と課題	平成 28 年7月 26 日	第4回策定委員会
	平成 28 年8月 17 日	第4回都市計画審議会
• 各地域の将来像(案)	平成 28 年 10 月 28 日	第5回策定委員会
	平成 28 年 11 月 21 日	第5回都市計画審議会
・各地域の将来像(案)に ついて説明	平成 28 年 11 月上旬 ~平成 28 年 12 月下旬	地域振興会役員説明会 (市内 13 地区)
・市民への周知・意見の公募	平成 29 年 1 月 4 日 ~平成 29 年 2 月 3 日	各地区公民館に備付及び 市 HP にて閲覧
	平成 29 年2月中旬 ~平成 29 年3月中旬	意見交換会 (市内 13 地区)
実現化方策の検討都市計画マスタープラン	平成 29 年4月 25 日	第6回策定委員会
(案)の作成	平成 29 年5月 11 日	第6回都市計画審議会
・意見の公募	平成 29 年5月 22 日 ~平成 29 年6月 23 日	パブリックコメント
都市計画マスタープラン のまとめ	平成 29 年 6 月 29 日	第7回策定委員会
	平成 29 年 7 月 20 日	第7回都市計画審議会

4. 魚津市都市マスタープラン策定委員会名簿

				組	織	職
委	員	長				副市長
副	委	員	長			教育長
委	員					企画総務部長
						民生部長
						産業建設部長
						教育委員会次長
						上下水道局次長
						産業建設部次長(政策連携担当)
						企画政策課長
						地域協働課長
						総務課長
						財政課長
						社会福祉課長
						こども課長
環境安全			環境安全課長			
						商工観光課長
						農林水産課長
						建設課長
						都市計画課長
						下水道課長
						生涯学習・スポーツ課長
事	務	局				都市計画課

5. 都市計画審議会名簿(平成27年度)

組織	職	氏 名	備考
会 長	魚津市農業委員会会長	杉山 篤勇	第1~3回
副会長	魚津市自治会連絡協議会会長	岡本 安克	第1~3回
委員	魚津市土地改良区理事長	北田 徳安	第1~3回
	魚津商工会議所専務理事	松木 正夫	第1~3回
	うおづ女性の会連絡会会長	浦田 孝子	第1~3回
	NPO 法人つむぎ理事長	飯田 恭子	第1~3回
	富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	井川 謙一	第1~3回
	魚津市議会議員	久保田 満宏	第1~3回
	魚津市議会議員	浜田 泰友	第1~3回
	魚津市議会議員	石倉 彰	第1~3回
	富山県新川土木センター所長	山﨑 裕造	第1~3回
	富山県新川農林振興センター所長	鶴山 元紀	第1~3回
臨時委員	公共社団法人新川青年会議所監事	若林 健嗣	第1~3回
	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会会長	本元 義明	第1~3回
	魚津市農業協働組合代表理事組合長	海野 武史	第1~3回
	魚津魚商協同組合代表理事	油本 忠雄	第1~3回
	公募委員	小林 正伸	第1~3回
	公募委員	長島 富美子	第1~3回

都市計画審議会名簿(平成 28 年度)

組織	職	氏 名	備考
会 長	北陸職業能力開発大学校校長	野瀬 正照	第4~5回
副会長	魚津市自治会連絡協議会会長	岡本 安克	第4~5回
委員	魚津市農業委員会会長	杉山 篤勇	第4~5回
	魚津市土地改良区理事長	北田 徳安	第4~5回
	魚津商工会議所女性会副会長	秋本 すみ子	第4~5回
	うおづ女性の会連絡会会長	浦田 孝子	第4~5回
	富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	経澤 達朗	第4~5回
	魚津市議会議員	石﨑 一成	第4~5回
	魚津市議会議員	浜住 博之	第4回
	魚津市議会議員	浦崎 将隆	第5回
	魚津市議会議員	中瀬 淑美	第4~5回
	富山県新川土木センター所長	南保 仁士	第4~5回
	富山県新川農林振興センター所長	橋本 正義	第4~5回
臨時委員	公共社団法人新川青年会議所理事長	若林 健嗣	第4~5回
	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会会長	本元 義明	第4~5回
	魚津市農業協働組合代表理事組合長	海野 武史	第4~5回
	魚津魚商協同組合代表理事	油本 忠雄	第4~5回
	公募委員	小林 正伸	第4~5回
	公募委員	長島 富美子	第4~5回

都市計画審議会名簿(平成 29 年度)

組織	職	氏 名	備考		
会 長	北陸職業能力開発大学校校長	野瀬 正照	第6~7回		
副会長	魚津市自治会連絡協議会会長	岡本 安克	第6~7回		
委員	魚津市農業委員会会長	杉山 篤勇	第6~7回		
	魚津市土地改良区理事長	道小島 茂生	第6~7回		
	魚津商工会議所女性会	秋本 すみ子	第6~7回		
	うおづ女性の会連絡会会長	浦田 孝子	第6~7回		
	富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	経澤 達朗	第6~7回		
	魚津市議会議員 石﨑 一成				
	魚津市議会議員	浦崎 将隆	第6~7回		
	魚津市議会議員	中瀬 淑美	第6~7回		
	富山県新川土木センター所長	南保 仁士	第6~7回		
	富山県新川農林振興センター所長	飯田 恒	第6~7回		
臨時委員	公共社団法人新川青年会議所	若林 健嗣	第6~7回		
	社会福祉法人魚津市社会福祉協議会会長	本元 義明	第6~7回		
	魚津市農業協働組合代表理事組合長	海野 武史	第6~7回		
	魚津魚商協同組合専務理事	鍼田 祐平	第6~7回		
	公募委員	小林 正伸	第6~7回		
	公募委員	長島 富美子	第6~7回		

アウトドアスポーツ

野球、テニス、サッカーなど自然を身近に感じながら行う屋外運動競技。

アクセス

ある場所へ行くための経路、またはその手段。

アメニティ

環境などの快適さ。

インフラ(インフラストラクチャー)

下部構造の意で社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。 道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。

NPO

非営利組織のことで、営利を目的とせず、福祉・まちづくり・環境保全などの 様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称。

オープンスペース

都市または敷地内で建造物の建っていない場所、空き地。

ガイドライン

政策・施策などの指針・指標。

開発行為

都市計画法において、主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行うこと。

核家族

ひと組の夫婦とその未婚の子供からなる家族。

協働

複数の主体が目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。

緊急輸送路

震災時において、緊急物資の輸送等重要な役割を担う道路。

グリーンツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型 の余暇活動。

景観法・景観計画・景観地区

景観法とは、平成 17年6月に施行された我が国で初めての景観についての総合的な法律のこと。景観計画や景観地区は、景観法によって創設された良好な景観形成のための具体的な規制・支援の概念のひとつ。

建築基準法

建築物の敷地・構造・設備・用途に関する一般的な基準、都市計画区域内における建ペい率・容積率・高度制限などの基準を定める法律。

建築協定

建築基準法などの一般的制限以外に、市町村が条例で決める一定区域内で、関係権利者の全員の合意のもとに、建築の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定。

コミュニティ

共同体、地域社会。

コミュニティバス

地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、 ダイヤ、停留所位置等を工夫したサービス。

コンセンサス

意見の一致、合意。

コンパクトなまちづくり

人口の減少や経済の低成長化、地球環境問題などの課題に対応するため、これまでの都市を拡大して人口増大を図る政策を見直し、都市機能を集中させることにより、環境性、経済性、居住性、機能性などを高めていくというまちづくりの考え方。

事務事業評価

市で行っている事務や事業について、その成果を達成度や効率の面から客観的 に分析・評価・検証を行う行政評価システムのこと。

自然緑地

水面、水辺、山林、原野などで自然的環境を有するもの。

循環型社会

自然界から採取する資源を抑制し、それを有効に利用することによって、廃棄量を少なくし資源として循環利用する社会。

新エネルギー

太陽光、風力、地熱、バイオマスなど、環境への影響が少ないエネルギー資源のこと。

しんきろうロード

本計画においては、海岸線を走る道路で経田~三ヶまでの区間をしんきろうロードとしている。

シンポジウム

聴衆の前で特定の問題について何人かが意見を述べ、参会者と質疑応答を行う 形式による討論会のこと。

スプロール化

不規則に広がることの意で、都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。

生産緑地

本来は、市街化区域内の土地で環境保全などの目的で生産緑地法により指定される農地・採草放牧地・森林・漁業用池沼などのことを示すが、本マスタープランでは区域を特定しない。

センサス

統計調査のこと。

総合計画

市におけるまちづくりの総合的な計画として最も上位に位置づけられる計画。

ソフト・ハード

まちづくりの分野を大別するときに用いられる言葉で、ソフトは、教育や文化の振興、祭り・イベントの開催、情報の受発信などを示すのに対して、ハードは、建物、道路、上下水道などの施設そのものを示す。

タウンミーティング

市民参加のまちづくりなどを目指し、主に地域住民の生活に関わる事項を話題とする集会。

地区計画

それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地を形成するため、生活 道路・小公園の整備、建物の用途・高さ制限などを、市町村と土地・建物の所 有者が協議し決定する計画のこと。

都市計画区域

都市計画法に基づき定められた規制の対象になる地域のこと。

都市計画道路

健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が十分確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画決定した道路。

都市計画法

都市計画の内容およびその決定手続き、開発許可制・建築制限などの都市計画 制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。

都市公園

地方自治体が都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地のこと。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く。)内において、良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物等の用途の制限を定める地域。

特別用途地区

用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、 環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定め る地区。

ニーズ

必要、要求、需要。

ハザードマップ

特定の地域において、様々な自然災害を予測し、被害のおそれのある場所や避難情報などを示した地図。

パブリックコメント

計画等の策定および条例等の制定等の過程において、事前に広く一般から意見を募り、市民意向を計画等に反映させる仕組み。

バリアフリー

障害がないこと。特に高齢者、身体障がい者の日常生活に妨げとなる障害を取り除くこと。

ビジョン

将来の構想。

フォーラム

公開討論会、またはそれを行う場所のこと。

防災軸

都市における災害時の延焼拡大等を避けるため、広幅員の道路及び道路沿道の建築物について延焼を遮断する耐震・耐火構造とし、その連続性を保つこと。

ポケットパーク

市街化が進んだ街などの中にある小さな公園。

緑のネットワーク

都市公園相互を接続する道路の緑化(植樹桝、緑陰道路、プランター、遊歩道) や沿道における宅地前の生垣設置等による緑のつながり。

モータリゼーション

自動車の大衆化現象。

用途地域

都市計画法に基づき、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。

ライフライン

都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送などをいう。

ランドマーク

地上の目印。その土地の目印や象徴になるような建造物。

緑地協定

一定区域内で、関係権利者の合意のもと、緑化を推進するために取り決める協定。

レクリエーション

休養・娯楽。

ワークショップ

参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が意見交換、作業を行う場を設け、市民意向をまちづくりなどに反映させる仕組み。